



21文科高第799号

平成22年3月31日

国立大学法人東京芸術大学長 殿

文 部 科 学 大 臣

川 端 達 夫



国立大学法人東京芸術大学の中期目標を達成するための  
計画（中期計画）について

平成22年3月29日付け21芸術総第60-8号をもって認可申請のあった標記の件については、別紙の留意点を付した上で認可します。

(別紙)

- 中期計画別紙記載の「予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」については、今回は「暫定」と表記された金額をもって認可すること。

なお、今回運営費交付金の試算に用いた $\alpha_1$ ～ $\alpha_3$ の係数値等については、現時点では確定していないため、これらについては、今後の予算編成過程において決定すること。

- 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条の規定に基づく「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」(平成21年6月5日付文部科学大臣通知)の趣旨を踏まえ、第2期中期目標期間を通じて、組織及び業務全般の不断の見直しに努めること。
- 中期目標又は中期計画の記載内容を変更する場合には、速やかに修正手続きを行うこと。
- 中期目標及び中期計画の個々の記述について、中期目標及び中期計画に記述があることをもって個別に予算措置を行うことを意味するものではないこと。
- 教育研究組織の設置に関する記述で、大学設置・学校法人審議会の審査をするものについては、中期目標及び中期計画の記述に関わらず別途の審査が必要であること。

# 国立大学法人東京芸術大学中期計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1－1 芸術大学における教養教育の在り方についての指針を、平成25年度までに明示する。
- 1－2 教養教育及び芸術専門教育における専門基礎科目の内容、配分、履修方法等について見直しを行い改善する。
- 2－1 美術学部においては、領域、学科等を超えた横断的な芸術教育の可能性を検討し、専門教育の充実を図る。
- 2－2 音楽学部においては、カリキュラム等の見直しを平成25年度までに行い、専門教育の充実を図る。
- 3－1 実技をともなう芸術分野の博士課程における学位授与の審査方法・プロセスの在り方を、平成24年度までに明確にする。
- 3－2 地域社会や産業界等との連携協力により、実践的な教育研究の場をつくり、複合芸術教育を行う。

#### (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1－1 本学の伝統であり、芸術教育に欠かせない、少人数教育、個人指導を着実に実施する教員配置を行う
- 1－2 展覧会・演奏会等多様な発表の場を確保し、教育研究活動の成果を積極的に発信する。
- 1－3 大学美術館の施設や所蔵資料を活用した実践的な授業を開催し、学芸員課程の充実を図る。
- 1－4 教職員や学生の制作・表現活動等を支援するため、ネットワーク環境を整備し、ポータルサイトを構築する。
- 2－1 学部・研究科毎の委員会等において、社会的状況等を勘案し、入学定員や組織等についての見直しを行う。
- 3－1 学生による授業評価アンケートを、定期的に実施する。
- 3－2 講評会、公開レッスン等の実施を、教育力評価に活用する。
- 3－3 FDに関する研修会、講演会等を実施する。

#### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1－1 アドミッションポリシー・教育方針・教育内容等について、印刷物やwebサイトを通じて平成24年度までに具体的に明示する。
- 1－2 学生支援体制（修学支援、生活支援、各種相談等）を充実させる。
- 1－3 奨学寄付金の拡充等により、学生への経済的支援を強化する。

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1－1 伝統文化や新たな芸術表現創造に関する研究成果を、展覧会や演奏会等を通して広く社会に発信する。

- 1－2 研究プロジェクトの活性化を図り、本学の教育研究成果の社会への還元を図るための基盤を強化する。
- 1－3 本学歴史的資料等の収集・保存体制の見直しを行い、アーカイブズとしての機能強化、情報発信等の体制を整備する。
- 1－4 芸術分野の他領域の研究者と連携し、複合的領域の研究を実施する。
- 1－5 他分野の研究者及び他機関と連携した学際的領域に関する共同研究等の実施を推進する。

## **(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 国公立5芸術大学を中心とした連携の拡大とともに私立の芸術系大学とのネットワークを構築し、交流活動を活性化させる。
- 1－2 研究者及び学生の研究交流を充実させるため、国際交流協定締結校を中心にネットワークを強化する。
- 1－3 今後の運営費交付金等の動向による財政的制約の中で実施可能なサバティカル制度の内容や導入方法等を検討し、教(職)員の研究・研修の活性化を図る。

## **3 その他の目標を達成するための措置**

### **(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 自治体、企業等との連携により、芸術に関する各種プロジェクト、展覧会、演奏会等を実施する。
- 1－2 大学美術館、奏楽堂の施設や学内ギャラリー、音楽ホール等で、所蔵品の展示や教育研究成果を発表する展覧会、演奏会等を開催する。
- 2－1 生涯学習やリカレント教育の観点から、社会人受け入れ方法等の見直しやプロジェクト等を実施する。
- 2－2 専門教育で培ってきたノウハウを生かし、社会のニーズに対応した公開講座を実施する。

### **(2) 国際化に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 国際交流協定締結校を中心に、海外から優れた教員や研究者を招聘し、ワークショップ、演奏指導、講演等を実施する。
- 1－2 アジアにおける芸術研究の拠点大学となるべく、研究成果発表や情報交換の機会を提供する。
- 2－1 外国人学生・研究者の受入れ体制を構築する。
- 2－2 日本人学生の海外留学を支援する。

### **(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置**

#### **○教育に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 専門性を高めるカリキュラムと高等学校としての全体教育とのバランスを考慮した新カリキュラムを作成する。
- 1－2 演奏活動の充実と向上を図るため、音楽学部との連携授業（オーケストラ、ソルフェージュ等）を着実に実施する。
- 1－3 音楽学部教員との連携を推進し、より効果的な授業方法の開発や研究を行う。
- 1－4 入学者の選抜方法や広報の仕方を検討し、生徒募集の方法を改善する。

1－5 教員の教育・研究能力の向上を図るため、学内外の研究会等において成果を公表・発信する。

#### ○学校運営に関する目標を達成するための措置

- 1－1 学部と一体となった附属学校の運営を推進するため、重要事項検討の際に理事会・学部長が加わるなど、執行部の指導によるマネジメント体制を整える。
- 1－2 学校運営の向上と充実を図るため、学校評価の内容・方法を検討し、着実に実施する。

### II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

#### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1－1 理事室の任務・役割分担の見直しを平成23年度までに行い、各室の活動を強化する。
- 1－2 学長のリーダーシップを推進するため、学長裁量経費の新たな配分方式を平成23年度までに策定し、実施する。
- 1－3 任期制、公募制により教員を採用する方式を着実に実施するとともに、女性教員、外国人教員等の能力の活用に努める。
- 1－4 任期更新時を基本に教員の評価を着実に実施する。
- 1－5 事務職員の人事評価制度の適正な評価方法の構築と評価結果の活用方策を策定し、実施する。
- 1－6 社会貢献への方針を明確にするため、社会連携ポリシーを平成25年度までに策定する。

#### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1－1 複雑化・高度化する業務に対応できる職員を育成するため、計画的な研修を始め幅広いSDを実施する。
- 1－2 外部委託やパート職員の活用を進めるため、定型的な業務についてのマニュアルを平成25年度までに整備する。
- 1－3 事務の効率化を図るため、他機関との事務の共同実施や複数年契約を着実に実施する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加及び資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1－1 展覧会及び演奏会事業等を外部団体等と共同開催することにより、事業費に外部資金を導入する。
- 1－2 使用目的を明記した基金、包括的な基金など幅広い方法で、外部資金を獲得する。
- 1－3 科学研究費補助金、政府や各種の財団研究費等、競争的研究資金の募集に積極的に応募する。
- 1－4 大学資産の有効活用を図るため、活用方策や料金設定等の見直しを行う。

## **2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成23年度までに概ね6%の人件費の削減を図る。
- 1－2 光熱費等の使用量を抑制するため、年度毎に使用計画を策定する。
- 1－3 経費を抑制し支出の削減を図るため、業務委託方法等についての見直しを行い改善する。

## **IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置**

### **1 評価の充実に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 大学機関別認証評価を受審し、その評価結果は自己評価書とともに社会に公表し、説明責任を果たす。
- 1－2 学生の意見を聴取するため、定期的に学生の意識調査を実施する。
- 1－3 大学評価を効率的に行うため、平成25年度までにデータベースを構築する。

### **2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 本学の実情や機能等をより効率的に情報提供し、利便性の向上を図るため、平成26年度までに公式Webサイトを新たな情報発信手段に対応するものにリニューアルする。
- 1－2 東京藝術大学出版会の基礎を確立させるため、教員等の教育・研究成果を社会に発信する刊行物等の出版数を増加させる。
- 1－3 藝大アートプラザにおいて、教員及び学生の教育研究成果物を積極的に展示・頒布する。
- 1－4 附属図書館所蔵の貴重資料を学内外に広く公開するため、画像データベース化の推進と資料の展示を定期的に行う。

## **V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置**

### **1 施設設備の整備・活用等及び安全管理に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 安全性確保のため、建物の耐震診断を行い、計画的に改修工事を実施する。
- 1－2 省エネルギー化及びCO<sub>2</sub>削減に向け、高効率設備機器への更新を行う。
- 1－3 既存の教育研究施設の専有及び共用スペースの使用状況の調査を定期的に実施し、有効活用を図る。
- 1－4 法人のリスクを分析し、業務遂行における多様な危険性に適応できるマニュアルを作成する。
- 1－5 教職員の安全衛生意識を向上させるため、労働安全衛生マネジメントシステムの逐次導入、安全衛生教育の体系化、訓練を行う。
- 1－6 教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、情報機器利用に関するポリシーの策定を行い、計画的に研修等を実施する。

### **2 法令遵守に関する目標を達成するための措置**

- 1－1 監事監査や内部監査等の結果を運営改善に反映するシステムを強化する。

1－2 教職員の法令遵守に関する意識向上を図るため、ハラスメント防止等の法令の周知徹底及び研修会等を定期的に実施する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

13億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

## IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
  - ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備内容	予定額（百万円）	財源
・(上野) 総合研究棟 Ⅱ期（美術系） ・小規模改修	総額 733	施設整備費補助金 (577 百万円) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (156 百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## **2. 人事に関する計画**

### **(1) 教員の任期制**

東京芸術大学における教育研究の活性化を図るとともに、社会に対して本学の教育研究水準の質的保証を図る観点から、任期制により大学教員を採用し、任期更新時に教員の評価を確実に実施する。

### **(2) 専門性のある事務職員の育成**

高等教育機関としての専門的な業務に対応できるよう、資格取得者の採用などを含め高度な専門性をもった職員の育成に努める。

### **(3) 事務職員の研修計画**

職員の能力開発や意識向上を図るため、次の職員研修（外部研修を含む。）を実施するとともに、新たな研修を企画し、実施する。

1) 新規採用者研修

2) 階層別研修

3) 専門性研修

### **(4) 職員の人事交流**

他の国立大学法人等との人事交流を行い、職員の意識改革を図る。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 27, 379百万円（退職手当は除く）

## **3. 中期目標期間を超える債務負担**

中期目標期間を超える債務負担を要するものはない。

## **4. 積立金の用途**

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

① 教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表 (収容定員)

平成 22 年度	美術学部	960人
	音楽学部	948人
	美術研究科	503人
	うち修士課程	398人
	博士課程	105人
	音楽研究科	313人
	うち修士課程	238人
	博士課程	75人
	映像研究科	137人
	うち修士課程	128人
	博士課程	9人
平成 23 年度	美術学部	960人
	音楽学部	948人
	美術研究科	503人
	うち修士課程	398人
	博士課程	105人
	音楽研究科	313人
	うち修士課程	238人
	博士課程	75人
	映像研究科	137人
	うち修士課程	128人
平成 24 年度	美術学部	960人
	音楽学部	948人
	美術研究科	503人
	うち修士課程	398人
	博士課程	105人
	音楽研究科	313人
	うち修士課程	238人
	博士課程	75人
	映像研究科	137人
	うち修士課程	128人

平成 25 年度	美術学部	960人	
	音楽学部	948人	
	美術研究科	503人	
	うち修士課程	398人	
	博士課程	105人	
	音楽研究科	313人	
	うち修士課程	238人	
	博士課程	75人	
	映像研究科	137人	
	うち修士課程	128人	
	博士課程	9人	
平成 26 年度	美術学部	960人	
	音楽学部	948人	
	美術研究科	503人	
	うち修士課程	398人	
	博士課程	105人	
	音楽研究科	313人	
	うち修士課程	238人	
	博士課程	75人	
	映像研究科	137人	
	うち修士課程	128人	
平成 27 年度	美術学部	960人	
	音楽学部	948人	
	美術研究科	503人	
	うち修士課程	398人	
	博士課程	105人	
	音楽研究科	313人	
	うち修士課程	238人	
	博士課程	75人	
	映像研究科	137人	
	うち修士課程	128人	

別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額	
収入		【暫定】
運営費交付金	29,486	
施設整備費補助金	577	
船舶建造費補助金	0	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	156	
自己収入	12,489	
授業料及入学検定料収入	11,722	
附属病院収入	0	
財産処分収入	0	
雑収入	767	
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,773	
長期借入金収入	0	
	【44,825】	【暫定】
計	45,481	
支出		【暫定】
業務費	41,975	【暫定】
教育研究経費	41,975	【暫定】
診療経費	0	
施設整備費	733	
船舶建造費	0	
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	2,773	
長期借入金償還金	0	
	【44,825】	【暫定】
計	45,481	

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 27,379 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人東京芸術大学退職手当規則に基づいて支給する

こととするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

※ 1 頁目【暫定】の欄は大学改革促進係数を反映した額、その下段は反映していない額を記載。(金額は例示。)

※ 4 頁目【諸係数】中「 $\alpha$  (アルファ) : 大学改革促進係数。」にも【暫定】と付記した。

#### [運営費交付金の算定方法]

○ 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

#### I [一般運営費交付金対象事業費]

① 「教育研究等基幹経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。 $E(y - 1)$  は直前の事業年度における  $E(y)$ 。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

② 「その他教育研究経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。 $F(y - 1)$  は直前の事業年度における  $F(y)$ 。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人事費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人事費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

#### [一般運営費交付金対象収入]

③ 「基準学生納付金収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④ 「その他収入」: 検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

#### II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤ 「特別経費」: 特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

### III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費（①）を対象。

F(y)：その他教育研究経費（②）を対象。

G(y)：基準学生納付金収入（③）、その他収入（④）を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y)：施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y)：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

## 【諸係数】

$\alpha$ （アルファ）：大学改革促進係数。【暫定】

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△〇.〇%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

$\beta$ （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

## 2. 収支計画

### 平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4 4 , 2 1 4
経常費用	4 4 , 2 1 4
業務費	4 1 , 0 7 9
教育研究経費	1 0 , 8 1 7
診療経費	0
受託研究費等	1 , 6 9 4
役員人件費	3 7 9
教員人件費	2 1 , 9 2 0
職員人件費	6 , 2 6 9
一般管理費	2 , 2 1 8
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	9 1 7
臨時損失	0
収入の部	4 4 , 2 1 4
経常収益	4 4 , 2 1 4
運営費交付金収益	2 8 , 6 0 5
授業料収益	8 , 9 4 2
入学金収益	1 , 5 7 1
検定料収益	7 7 5
附属病院収益	0
受託研究等収益	1 , 6 9 4
寄附金収益	9 4 3
財務収益	6 2
雑益	7 0 5
資産見返負債戻入	9 1 7
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

#### 平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	46,100
業務活動による支出	42,707
投資活動による支出	2,119
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,274
資金収入	46,100
業務活動による収入	44,092
運営費交付金による収入	28,830
授業料及入学金検定料による収入	11,722
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,694
寄付金収入	1,062
その他の収入	784
投資活動による収入	734
施設費による収入	734
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,274

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。